

事 務 連 絡
令和 4 年 3 月 31 日

地 方 厚 生（ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その 101）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件(令和 2 年厚生労働省告示第 57 号)等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号）等により、令和 2 年 4 月 1 日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

(別添)

医科診療報酬点数表関係

問1 令和3年5月12日付けで保険適用された SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出（定性）を実施する際に用いるものとして、「SARS-CoV-2 抗原及びインフルエンザウイルス抗原の検出を目的として薬事承認又は認証を得ているもの」とあるが、令和4年3月31日付けで薬事承認された「ルミラ・SARS-CoV-2 & Flu A/B テストストリップ」（ルミラ・ダイアグノスティクス・ジャパン株式会社）はいつから保険適用となるのか。

（答）令和4年3月31日より保険適用となる。

問2 令和2年3月6日付けで保険適用された SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出を実施する際に用いるものとして、「体外診断用医薬品のうち、使用目的又は効果として、SARS-CoV-2 の検出（COVID-19 の診断又は診断の補助）を目的として薬事承認又は認証を得ているもの」とあるが、令和4年3月31日付けで薬事承認された「ルミラ・SARS-CoV-2 RNA STAR Complete」（ルミラ・ダイアグノスティクス・ジャパン株式会社）はいつから保険適用となるのか。

（答）令和4年3月31日より保険適用となる。

問3 オゼンピック皮下注 0.25mg SD 他2規格（以下「オゼンピック皮下注」という。）の出荷停止に伴い、オゼンピック皮下注を維持用量投与していた患者について、オゼンピック皮下注からビクトーザ皮下注 18mg 又はリベルサス錠 3mg 他2規格に切替えを行う際、必ずしも低用量から漸増するのではなく、切替え時から維持用量で投与してもよいのか。

（答）医学的判断による。

問4 日本消化器病学会・日本肝臓学会の「肝硬変診療ガイドライン 2020」における肝硬変に伴う単純性腹水の治療抵抗例・不耐例や難治性腹水に対して、人血清アルブミン製剤を高用量投与することは可能か。

（答）医学的判断による。